

近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例案要綱の概要

1 目 的 （第1）

近江の地酒が果たしている役割、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及を促進



豊かで潤いのある県民生活の形成に寄与

2 関係者の責務・役割 （第2～第4）

- 県の責務・・・ 乾杯等の方法により、県民等が近江の地酒に愛着を持ち、近江の地酒を自主的かつ積極的に使用してもてなす社会的気運を醸成するための広報活動の充実、新たな需要の開拓の推進等に努める。
- 県民等の役割・・・ 近江の地酒に愛着を持ち、乾杯等の方法により近江の地酒を自主的かつ積極的に使用するよう努め、滋賀の豊かな自然環境を体現できる近江の地酒の価値を認識しつつ、県外からの滞在者および旅行者を近江の地酒を積極的に使用してもてなすよう努める。
- 事業者の役割・・・ 質の高い近江の地酒を製造するよう努め、乾杯等の方法の実施を積極的に推進し、県内で製造される近江の地酒を積極的に販売・提供するよう努めるとともに、本県の自然環境の保全に努める。

3 近江の地酒でもてなし、その普及を促進する取組 （第5～第8）

近江の地酒を積極的に使用して、その普及を促進する取組を推進

- 近江の地酒もてなし普及促進協議会の設置
- 近江の地酒の需要の拡大
- 近江の地酒もてなし普及促進月間の設置
- 個人の嗜好等の尊重等

4 その他 （付則）

- 公布の日から施行